総務常任委員会

１　開　　議　　令和８年６月２２日（月）　午前９時５５分

２　場　　所　　委員会室１

３　付議事件及び順序

日程第１　議案第５５号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　議案第６０号　字の区域の変更について

総務常任委員会名簿

委員長	滝田一郎	出席	
副委員長	津守那音	出席	
委員	秋山幸子	出席	
	谷田雅洋	出席	
	櫻井潤一郎	出席	
	大豆生田春美	出席	
	小野寺尚武	出席	

当局	経営管理部長	鈴木浩行	出席	
	会計管理者	中木	太	出席
	総務課長	大豆生田	忠勝	出席

事務局	三輪律子	出席	
	藤原健太郎	出席	

◎開　　会

午前９時５５分　開会

○委員長（滝田一郎）　ただいまの出席委員は７名であり、定足数に達しております。

これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、経営管理部長、会計管理者及び総務課長であります。

◎議案第５５号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎）　それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第１、議案第55号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行）　議案第55号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、基金の保管方法に有価証券を追加するため関係部分を改正するものでありまして、初日にご説明をいたしましたが、改めて総務課長よりご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎）　総務課長。

○総務課長（大豆生田忠勝）　議案第55号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

248ページの議案書補助資料をご覧ください。議案の概要でありますが、現在、財政調整基金の管理方法は、大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例で「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と定め、金融機関への預金のみの運用となっています。日本国債、地方債、金融債等の安全性が高い有価証券により当該基金を運用することで、運用益による安定的な財源を確保することができるよう関係部分を改正するとともに、条例の名称につきまして他の条例に合わせ改正するものです。

改正内容をご説明いたします。246ページの議案書をご覧ください。名称を他の基金条例に合わせ「大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」から「大田原市財政調整基金条例」に改めます。名称につきましては、「大田原市スクラム基金条例」、「大田原市公共施設整備等基金条例」などを参考にしております。

第３条につきましては、有価証券での運用ができるよう第２項に「前項の規定にかかわらず、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」を加えます。なお、「最も確実かつ有利な有価証券」とは、国債、地方債及び政府関係機関債の公共債並びに金融債及び社債の民

間債を想定しておりますが、現在の他基金の運用実績が全て公共債でありますことから、本基金での運用も主に公共債によるものと考えております。

第６条につきましては、第６条の条文の表現を条例の制定趣旨にあわせて明確にするため、「財政上市長が必要と認めたとき、」を「第１条に定める年度間の財源調整に充てる場合に限り、」に改めます。なお、実際の運用などの変更を伴うものではありません。

その他、第１条及び第２条におきまして、軽微な文言の修正を行っております。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

249ページをご覧ください。令和６年度末時点での基金一覧です。21の基金のうち、条例に有価証券の運用規定があるものは13の基金で、そのうち5つの基金で有価証券の運用をしています。議案第55号の説明は、以上となります。

○委員長（滝田一郎）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子）　今の説明の中で、有価証券につきまして、国債という言葉が出まして、その後、他のものも見て公共債というふうにおっしゃられたのですが、これは全部ひっくるめて、種類があるとすれば、どれがそれに該当するのかをお聞きします。

○委員長（滝田一郎）　会計管理者。

○会計管理者（中木太）　はい、お答えいたします。

基金の債券運用につきましては、総務課長からお答えしました通り、国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、地方公社債、事業債、金融債を「大田原市公金の保管及び運用に関する基準」で定めておりまして、その中でも安定性の極めて高い、日本の国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構債を１月以降に購入しております。以上でございます。

○委員長（滝田一郎）　秋山委員。

○委員（秋山幸子）　ありがとうございます。現在どのぐらいの自治体がそれを使ってるか数字がわかれば教えてください。

○委員長（滝田一郎）　会計管理者。

○会計管理者（中木太）　債券の運用につきましては、県内資料でよろしいですかね。令和６年の資料になってしまうのですが、私の手元にあるのは、SMBC日興証券から提示を受けて、令和６年には大田原市もその段階でちょうど債券運用はしてなかったのですが、していない市町村を述べますと、栃木市、小山市、大田原市、益子町、市貝町、芳賀町、野木町、高根沢町、那珂川町が運用してない市町村になります。その他は多かったり少なかったりございますが、運用しているという状況でございます。以上です。

○委員長（滝田一郎）　秋山委員。

○委員（秋山幸子）　表の中で、財政調整基金が20億9341万6000円なのですが、それをどのような割合で国債並びに他のものに分散しているのでしょうか。

○会計管理者（中木太）　24億何がしの基金がございますが、その内の今のところ定期預金ペイオフ対策ですね、市の方で債務があるものについては、それと同額を金融機関の定期預金の方にお預けしております。ちょっと今正確なものを持ち合わせてないのですが、４億くらいかと思います。それ以外については今現

在普通預金に預けている状況でございますので、この議案をご議決いただいた後に、定期預金や債券、これらをどのような割合にするかをそこから協議して、進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（滝田一郎）　秋山委員の質疑を終わります。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武）　今回の条例改正、私は当然だと思っております。特に今はインフレ等の経済事情で、基金は自然に減少しておりますから。それを運用するのに、優先順位というのはあると思うのです。何を一番の優先順位としているのか、当局の考えを伺います。

○委員長（滝田一郎）　総務課長。

○総務課長（大豆生田忠勝）　条例に制定の理由がある通り、まず安全性と流動性を確保し、安全性というのは当然元本割れしないようにというのを含めまして、安全性をしっかり担保しながら、その上でいざというときにすぐ取崩しができるような、その流動性を確保しつつ、最大益を発揮できるよう効率性を高めていき、この債券運用をしながら、少しでも基金がプラスになるように、資産運用できればと思っております。以上です。

○委員長（滝田一郎）　小野寺委員。

○委員（小野寺尚武）　この条例改正についてはよく分かるのですけれども、私は運用に関しては指針を決めるべきだと思っております。それらについて伺います。

○委員長（滝田一郎）　会計管理者。

○会計管理者（中木太）　運用の方針につきましては、「大田原市公金の保管及び運用に関する基準」を令和８年１月１日付で施行させていただいております。以上です。

○委員長（滝田一郎）　小野寺委員。

○委員（小野寺尚武）　３回目になってしまうのですけれども、指針についてはどうなのですか。条例だけではなく、指針を設けるべきだろうと思うのです。他の自治体を調べさせていただくと、何が何でも指針を作成するということは書いてありませんけれども、大田原でもぜひ。

○委員長（滝田一郎）　会計管理者。

○会計管理者（中木太）　お答えいたします。基準を設けておりまして、その中には普通預金、定期預金及び流通譲渡性預金を、市内の指定金融機関や収納代理機関、ゆうちょ銀行と、あとは国際基準に合っている金融機関に預金する、もしくは債権ということになります。以上です。

○委員長（滝田一郎）　ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎）　意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第55号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎）　異議なしと認めます。

よって、議案第55号　大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第６０号　字の区域の変更について

○委員長（滝田一郎）　次に、日程第２、議案第60号　字の区域の変更についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行）　議案第60号　字の区域の変更については、県営中田原地区土地改良事業施行に伴い、中田原地区の字の区域を変更するものでありまして、初日にご説明いたしましたが、改めて総務課長よりご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎）　総務課長。

○総務課長（大豆生田忠勝）　議案第60号　字の区域の変更についてご説明いたします。270ページの議案書補助資料をご覧ください。現在、栃木県による県営中田原地区土地改良事業が施行されています。この事業の施行に伴いまして、中田原の字の区域に変更が生じますことから、議会の議決を求めるものであります。

土地改良事業は、事業実施前の複雑な形状であった土地を農作業の効率化のため整地することになりますので、元々の土地の境界が不明確になります。このため、土地を分筆及び合筆し、新しい区画や地形に合わせて登記する必要がありますが、不動産登記法では、土地を合筆する場合、字が異なる土地は登記することができませんので、登記を行う前に字の境界を変更することが必要となります。

271ページをご覧ください。事業の位置図となります。当該区域内における受益面積は32.9haで、工期は、平成31年度から令和9年度までの9年間であります。

267ページをご覧ください。変更調書になりまして、字の区域を変更する土地につきましては、大字中田原の草刈坂道下（くさかりざかみちした）から269ページまでの明ノ前（みょうのまえ）の変更調書に記載の地番、国有地及び公有地について、変更後の欄のとおり「大字中田原」とし、小字を廃止するものであります。

272ページからは、議案書補助資料の添付資料としての事業字区域変更図になります。議案第60号の説明は、以上となります。

○委員長（滝田一郎）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

○委員長（滝田一郎）　質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎）　意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第60号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎）　異議なしと認めます。

よって、議案第60号　字の区域の変更については、原案を可とすることに決しました。

◎散　　会

○委員長（滝田一郎）　以上で当委員会に付託されました案件については、審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。ご審議ありがとうございました。

午前１０時１３分　散会

総務常任委員会　委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿